

瀬戸内海再生方策の概要

瀬戸内海再生方策は、瀬戸内海環境保全知事・市長会議*が豊かで美しい瀬戸内海を取り戻すための新たな法律に盛り込むべき内容を平成 19 年 9 月に取りまとめたものである。

瀬戸内海を、「適切に人の手が加えられ続けることによって高いレベルの生物多様性と生物生産性を維持された豊かで美しい海域」であり、環境に配慮した持続可能な海域である「里海」として再生していくことを打ち出している。

※瀬戸内海環境保全知事・市長会議

瀬戸内海の環境保全を図るための施策等についての協議を行い、広域的な相互協力のもと、国に対する要望等の活動に取り組むため、瀬戸内海に関係する 13 府県・6 政令指定都市・12 中核市により構成された団体。

1. 瀬戸内海再生方策の基本的な考え方

①新たな法律の整備の必要性

瀬戸内海の水質は、汚濁負荷低減を目的とした現行瀬戸内法(瀬戸内海環境保全特別措置法)により、一定の改善を示したものの、近年はほぼ横ばいの状況である。

しかしながら、漁獲量の減少、海域・沿岸部の廃棄物の顕在化、自然海岸の減少など、現行瀬戸内法では対応できない新たな課題が発生しており、現状のまま推移すれば自然界と人間活動のバランスが維持できなくなる恐れがある。

このため、海域の利用及び再生を目的とする新たな法律が必要である。

②瀬戸内海を「里海」として再生していく

- ・「里海」とは、「適切に人の手が加えられ続けることによって高いレベルの生物多様性と生物生産性が維持された豊かで美しい海域」を意味する。陸域では「里山」という言葉が定着し始めているが、同様に海域及び沿岸部についてこの考え方を拡張するものである。
- ・瀬戸内海を「里海」として創出し、環境に配慮した持続可能な海域として再生していくための新たな法律が必要である。

2. 瀬戸内海の現状

- ①瀬戸内海の水質は、一定の改善後、ほぼ横ばいの状態。底層は貧酸素化
- ②魚や貝の生息場所となる藻場・干潟等の浅場の減少
- ③漁場環境の悪化に伴う漁獲量の減少やのりの色落ち
- ④美しい海岸線の荒廃、砂浜の侵食
- ⑤島嶼部の環境保全及び住民の生活基盤の整備の遅れ
- ⑥海域の漂流ごみや海底の堆積ごみ、海浜の漂着ごみの顕在化

3. 法制化すべき事項

(1) 「豊かな里海」としての再生

- ①漁場の保全・回復と増殖場・魚礁の整備等
漁場の保全・回復、増殖場・魚礁の整備を行い、漁業の振興を図る。
- ②藻場・干潟等の浅場の整備
適切な工法を選択し、藻場・干潟等の浅場の再生及び創出のための事業を推進する。
- ③底質の改善
ヘドロ化した海底の環境を改善する。
- ④環境に配慮した構造物への転換
護岸、栈橋、防波堤、魚礁などの構造物は、逐次環境に配慮したものとする。
- ⑤埋立て等に伴う代償措置の実施
埋立てに当たっては、環境に与える影響を適切に調査するとともに、喪失する藻場・干潟等に対する代償措置を実施する。
- ⑥指定浅海域の設定
里海を形成する上で特に重要と認められる浅海域を条例により「指定浅海域」として指定し、重点的に里海としての再生を図る。
- ⑦森・川・海の連携
森・川・海の再生に係る施策の包括的な連携により、里山・里海を実現する。また、海域への淡水、土砂等の流入を調整するため、河川の流況の調整に努める。
- ⑧水産資源の適切な管理と養殖漁場の保全
海域ごとに適切な水産資源の管理を推進する。
- ⑨海砂利採取の原則禁止
海底の環境を悪化させている海砂利の採取を原則禁止する。

(2) 「美しい里海」としての再生

- ①美しい海岸線の創出
地域の環境に適合した樹種等により海岸線の植樹、植栽を進めるとともに、住民等による各種緑化活動を支援する。また、砂浜の復元、拡大のため養浜事業を実施する。
- ②漂着物等に関する回収・処理ルール確立
海岸、海域のごみは、国による費用負担のもとで早期の処理を行うとともに、回収、処理に関するルールを確立する。
- ③海域での土砂の移動の把握と不法投棄の防止
土砂の船舶での積出行為等に係る届出制等を創設する。
- ④島嶼部の環境保全及び再生
島嶼部等において、海岸等の保全、自然環境や景観の保全及び再生、生活排水対策等生活基盤の整備等に取り組む。

(3) 里海として再生するためのコミュニティづくり

- ①環境学習の推進
住民の里海づくりへの参画の意識を高めるため、環境学習を進めるとともに、そのた

めに必要となる諸施設の整備を行う。

②海浜へのパブリックアクセスの確保

遊歩道等の設置など海岸部へのアクセスを確保し、住民が海に親しむことができる施設の整備を進める。

(4)「国基本方針」・「府県計画」の策定

瀬戸内海を豊かで美しい里海として再生させるため、国は基本方針を定め、各府県は国の基本方針に基づき地域の特性に応じた計画を策定する。

(5) 里海として再生するための体制等の整備

①委員会の設置

瀬戸内海全体を対象とした「瀬戸内海里海委員会」を、各府県に「地方里海再生委員会」を設置する。

②国及び地方公共団体の責務

国は、地方公共団体が実施する各種事業に対する財政上の支援等を行う。地方公共団体は、地域の特性を生かし、瀬戸内海を里海として再生する各種施策を実施する。